

# 佐賀県有機農業推進計画



平成27年3月

佐賀県

~~~~目次~~~~

|            |                        |       |           |
|------------|------------------------|-------|-----------|
| <b>第 1</b> | <b>策定にあたって</b>         | ..... | <b>2</b>  |
| 1          | 計画改訂の趣旨                |       |           |
| 2          | 計画の期間                  |       |           |
| <b>第 2</b> | <b>有機農業の現状と課題</b>      | ..... | <b>4</b>  |
| <b>第 3</b> | <b>有機農業の推進に関する目標</b>   | ..... | <b>5</b>  |
| 1          | 農業者の取組拡大               |       |           |
| 2          | 技術開発等の促進               |       |           |
| 3          | 消費者の理解の促進              |       |           |
| <b>第 4</b> | <b>施策の展開方向</b>         | ..... | <b>6</b>  |
| 1          | 農業者の取組拡大               |       |           |
| 2          | 技術開発等の促進               |       |           |
| 3          | 消費者の理解の促進              |       |           |
| <b>第 5</b> | <b>推進体制の整備</b>         | ..... | <b>9</b>  |
| 1          | 県における推進体制              |       |           |
| 2          | 市町、農業団体、民間等との連携強化      |       |           |
| <b>第 6</b> | <b>その他有機農業推進に必要な事項</b> | ..... | <b>11</b> |
| 1          | 有機農業者等の意見の反映           |       |           |
| 2          | 調査の実施                  |       |           |
| 3          | 推進計画の見直し               |       |           |

# 第 1 策定にあたって

## 1 計画改定の趣旨

私たちのふるさと佐賀は、北に玄界灘、南に有明海という二つの異なる海を持ち、また、豊かな緑と美しい棚田を抱えた脊振山系や多良岳山系などの中山間地とクリークが縦横に走る肥沃な佐賀平野の平坦地を併せ持つ豊かな自然を生かして、農業の盛んな県として発展してきた。

この豊かな自然を生かして、将来にわたり持続的な農業を展開していくためには、土づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らして、環境への負荷の低減や、より安全・安心な農産物の生産を行う、有機農業<sup>\*</sup>、特別栽培<sup>\*</sup>、エコ農業<sup>\*</sup>などの、いわゆる環境保全型農業の取組を拡大していくことが、重要な課題となっています。

このようなことから、本県では、県政運営の基本となる「佐賀県総合計画 2011」及び県農政の基本的な指針である「佐賀県『食』と『農』の振興計画」において、「環境保全型・省資源型農業の展開」を推進項目の一つとして位置付け、国や県独自の支援策等を実施しながら、環境保全型農業への取組を推進してきたところです。中でも、有機農業については、化学合成農薬や化学肥料を全く使用しない生産方法であり、環境保全型農業のトップランナーとして、佐賀県農業のイメージアップにもつながる取組であることから、その積極的な推進に努めてきたところです。

県においては、有機栽培など環境保全型農業に係る研究体制の強化を図る為、平成 20 年度に佐賀県農業試験研究センターに有機・環境農業部を設置し、有機農業の試験研究の推進を図るとともに、有機農業者へ対する支援を行ってきました。

このたび、国において基本指針の見直しが行われたことを踏まえ、本県の有機農業の推進を引き続き行う為、計画を改定し、今後本県が取り組む有機農業の推進に係る施策をとりまとめたものです。

また、市町や農業協同組合等においては、この推進計画が地域に即した有機農業の取組を進める際の参考として、活用されることを期待しています。

※ **有機農業**

有機農業推進法第2条で定義される、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」をいいます。

なお、有機農業により生産される農産物には、有機JAS認証農産物や特別栽培農産物（栽培期間中に化学合成農薬及び化学肥料を使用しない栽培）などが含まれます。

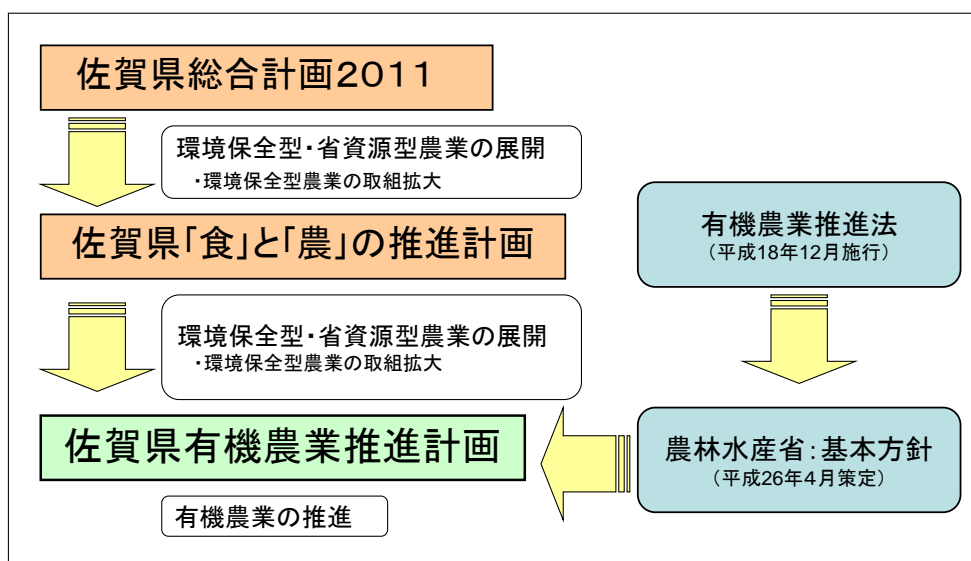
※ **特別栽培**

農産物の栽培期間中、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を、県内の一般的な栽培方法（いわゆる慣行栽培）に比べ、5割以下に低減した栽培をいいます。

※ **エコ農業**

土づくりを基本として、県内の一般的な栽培方法に比べ、化学肥料（窒素施用量の2割以上の削減）、化学合成農薬（散布回数の1回～3回以上削減）の使用低減を併せて行う農法をいいます。

### 推進計画の位置付け



## 2 計画の期間

この推進計画の計画期間については、平成26年度から平成30年度までの概ね5年間とします。

## 第2 有機農業の現状と課題

本県では、これまで、環境保全型農業の取組拡大に向けた各種施策を実施してきた結果、新たに環境保全型農業に取り組む農家は、平成23年度から平成25年度までの3カ年間で、1,100戸程度確保してきたところであります。

このうち、有機農業については、慣行栽培に比べて収量、品質の面で不安定であることが、新たに有機農業に取り組もうとする農業者の障害の一つとなっていることから、これらの課題を平成20年度から3カ年間にわたる「有機農業プロジェクト研究」により明らかになった栽培技術と有機農業を实践されている農家の事例を平成24年にとりまとめ、有機農業に取り組む農家及び農業技術指導に携わる方々に活用してもらいながら、有機農業の推進に努めてきたところです。

この結果、平成25年度の実績は、93戸の農家が米を中心に、露地野菜、茶、みかんなど138haで栽培に取り組まれるなど、徐々にではありますが、増えつつある状況となっています。

しかしながら、有機農業は、栽培を始めてから技術が安定するまでの期間までに品質や収量の低下が起りやすいことや、農薬の散布作業は必要ないものの、その代替技術として、除草作業等に労力を多く要すること。さらに販売面では、農産物販売価格の設定や適正な価格で販路可能な取引先を開拓することが難しいことなど、まだ克服すべき課題を抱えていますが、こうした課題に的確に対応しながら、その推進を図っていく必要があります。

### 第3 有機農業の推進に関する目標

本県では、平成16年を環境保全型農業の推進元年と位置づけ、環境保全型農業に取り組む場合に必要となる機械、施設等の整備をはじめとして、生産から加工、流通にわたる県独自の支援を行い、その取組を促進してきたところです。

中でも、有機農業は環境保全型農業のトップランナーというべき取組でもあることから、今後とも、農業者をはじめ関係機関、団体等と連携しながら、一層の推進に努めることとし、次のとおり目標を設定します。

#### 1 農業者の取組拡大

農業者が新たに有機農業にチャレンジしたり、また、有機農業者が面積拡大できるようにするため、農業者の取組意欲の向上や有機農業者で組織された協議会との連携を進めるとともに、県独自の支援策などを講じながら、農業者の取組拡大に努めます。

有機農業に取り組む農家戸数の目標

平成25年度（現状） 93戸 → 平成30年度（目標） 150戸

#### 2 技術開発等の促進

県内には、地域の気象や土壌条件、過去の経験等を踏まえ、独自の技術に様々な工夫を凝らしながら、安定した生産と経営を確立している有機農業者が育ちつつあります。

今後とも、農業系試験研究機関や農林事務所農業改良普及センター等が相互に連携して、有機農業に関する試験研究を促進し、栽培技術を確立するとともに、その普及に努めます。

#### 3 消費者の理解の促進

県で開設しているホームページ「有機農業ステーション」に情報を一元化し、引き続き、継続的な情報発信に努めます。また、消費者への理解を促すため、CSOや民間団体等との連携を図るなどの取組を行い、消費者の理解の促進に努めます。

## 第4 施策の展開方向

### 1 農業者の取組拡大

#### (1) 農業者の取組意欲の向上

新たに有機農業を行おうとする者や慣行栽培から有機農業へ転換しようとする者が、先進的な農業者による指導を受けることができるよう、支援に努めます。

また、引き続き、先進事例や生産技術から販路確保にわたる情報を提供したり、研修会を開催するなど、農業者の取組意欲の向上を図ります。

#### (2) 有機農業者相互の連携の促進

平成25年3月に県内の有機農業者を構成メンバーとした協議会が設立され、県単位でのネットワークができたところです。

このため、今後は、組織内での活動を通じて、栽培技術や販路確保について、相互の情報交換等が行われ、連携が少しずつ進展していくことを期待しています。

#### (3) 農業者の取組拡大に向けた支援

有機農業を実践する場合には、除草対策や病害虫対策に多大な労力を要し、また、有機農業に取り組むために必要な機械、施設の整備など新たな投資が必要となるなど、生産経費が嵩むことが、取組につながらない要因となっています。

このため、引き続き、有機農業の取組に必要な新たな機械、施設等の導入など、農業者の有機農業への新たな取組や、その拡大を促進するための支援に努めます。

#### (4) 販路拡大のための支援

新たに有機農業に取り組む場合や、生産拡大をしていくためには、慣行栽培と区別して、そのコストに見合った価格で売ることができる販路の確保が重要となります。また、付加価値を高めるため、6次化への対応を行うことも必要とされています。

このため、バイヤーを招いた商談会の開催による販路開拓や民間団体等との連携による有機農産物の利用拡大及び消費者の有機農産物購入の意識向上に努めます。

## 2 技術開発等の促進

### (1) 有機農業に関する試験研究の促進

県では、有機農業の技術を普及するため、化学合成農薬に代わる雑草対策や病虫害防除対策、施肥管理方法などをとりまとめた栽培マニュアルと、県内の有機農業農家から聞き取りした実践技術をとりまとめた事例集を作成し、有機農業の推進に活用してきたところです。

今後とも、農業系試験研究機関や農林事務所農業改良普及センター等が相互に連携しながら、県内外の実践事例を収集し、検証するとともに、有機農業に応用できる技術を組み立てて体系化し、一定の収量、品質を安定的に確保するために必要な栽培技術の確立を促進します。

ア 先進的な有機農業者とも連携しながら、雑草対策等の安定的な品質・収量の確保につながる技術の確立に取り組みます

イ 有機農業塾等の研修会を通じて、試験研究の成果情報の提供に努めます

### (2) 有機農業に関する栽培技術の普及

栽培技術については、農業試験研究センターと農林事務所農業改良普及センターとが連携を図りながら、有機農業に関する技術相談への対応や、試験研究機関で開発された技術の普及指導に努めます。

## 3 消費者の理解の促進

消費者の有機農業に対する理解向上や有機農業により生産される農産物についての認知度向上を図るとともに、消費者が、有機農業や有機農業により生産される農産物に関する情報を入手できるように、各種情報を発信します。

また、「食と農の絆づくりプロジェクト」等と連携し、消費者と有機農業者が情報交換を行う機会を創出するなど、相互の理解を促進します。

ア CSO（社会市民組織）と連携し、イベント等による消費者への普及啓発

イ 県ホームページ「有機農業ステーション」への情報掲載

ウ 有機農産物の利用促進



## 第5 推進体制の整備

### 1 県における推進体制

有機農業の推進のために必要な施策を、生産、流通及び販売の各側面から、計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、これらの施策を担当する関係課、技術の開発を担う試験研究機関及び農業者に対する普及指導を行う普及指導機関で、連携を強化します。

また、農家が抱える課題の把握やその対応を行うなどして、農家のニーズに迅速で、適確な対応が可能となるような体制を整備します。

### 2 市町、農業団体、民間等との連携強化

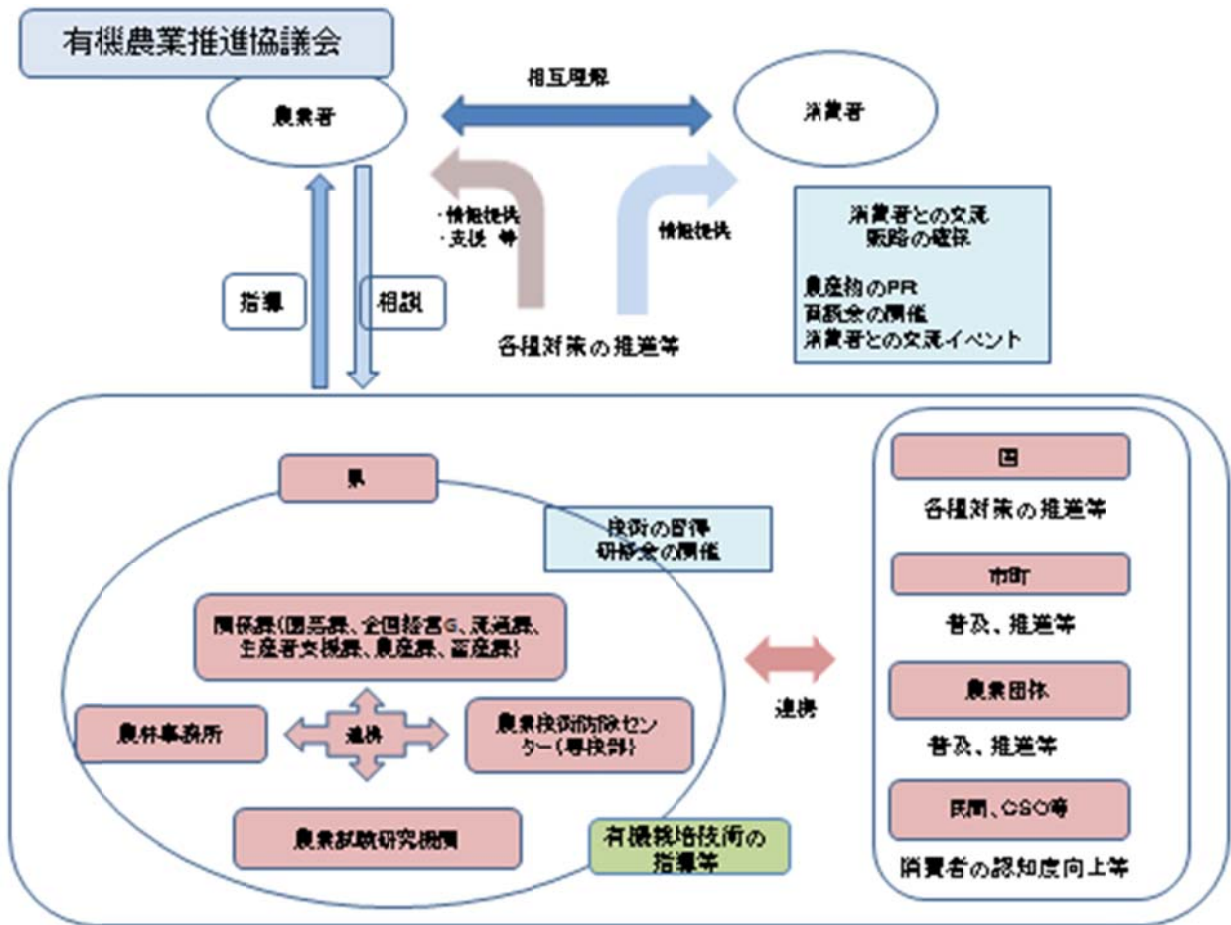
#### (1) 市町及び農業協同組合との連携強化

有機農業の推進に関する施策について、市町及び農業協同組合と情報交換を図り、連携を強化します。

#### (2) CSO（社会市民組織）等との連携強化

消費者の有機農業に関する普及啓発について、有機農業者と消費者の交流を行っている団体等と協働を進め、連携を強化します。

## 有機農業の推進体制図



## 第6 その他有機農業推進に必要な事項

### 1 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に当たっては、有機農業者や消費者、流通業者、学識経験者等の意見等を踏まえるなどをし、幅広い取組に努めます。

### 2 調査の実施

施策や試験研究等の参考とするため、必要に応じて、市町、農業団体、流通業者、登録認定機関、有機農業者等の協力を得て、有機農産物の生産、流通の動向等の情報、有機農業に取り組む農業者の経営戦略、取組事例、その他の有機農業の推進のために必要な情報等の調査を実施します。

### **3 推進計画の見直し**

この推進計画は、平成 26 年度から概ね 5 年間で計画期間として定めるものとしませんが、国の基本方針の見直しや、情勢の変化などにより、必要に応じ見直すこととします。